

第 1 2 回

秋田市農業委員会総会議事録

令和 4 年 1 2 月 1 9 日 開 会
即 日 閉 会

秋 田 市 農 業 委 員 会

第12回農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和4年12月19日(月) 午後2時から午後2時40分まで
- 2 開催場所 秋田市役所正庁
- 3 委員定数 19人
- 4 出席農業委員 18人

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 佐々木 英 久 | 2番 | 武 藤 真 作 |
| 3番 | 関 正 美 | 4番 | 鈴 木 昇 |
| 5番 | 星 容 子 | 6番 | 相 場 堅 一 |
| 7番 | 佐々木 繁 明 | 8番 | 安 田 友 一 |
| 9番 | 白 岩 勝 | 10番 | 柴 田 ますみ |
| 11番 | 鎌 田 悦 雄 | 12番 | 佐々木 和 昭 |
| 13番 | 齊 藤 善 彦 | 15番 | 加 藤 淳 |
| 16番 | 三 浦 宏 和 | 17番 | 伊 藤 洋 文 |
| 18番 | 佐々木 吉 秋 | 19番 | 加賀屋 慎 一 |
- 5 欠席農業委員
14番 藤 田 修
- 6 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 会期決定
 - 第3 会務報告
 - 第4 議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
 - 第5 議案第46号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
 - 第6 議案第47号 農用地利用集積計画(令和4年度第9号)に関する件
 - 第7 議案第48号 非農地証明申請に関する件
- 7 事務局職員

| | | | |
|-------|---------|-------|---------|
| 事務局長 | 小山田 邦 子 | 参 事 | 加 藤 康 則 |
| 副 参 事 | 伊 藤 弘 弘 | 副 参 事 | 住 谷 真 人 |
| 主席主査 | 稲 葉 隆 | 主席主査 | 中 村 至 |
| 主席主査 | 勝 田 茂 満 | 主 査 | 幸 野 善 寿 |
| 主 査 | 岡 部 洋 介 | 主 任 | 廣 嶋 孝 祐 |
| 技 師 | 小 林 素 子 | | |
- 8 書 記
技 師 小 林 素 子
- 9 議事録署名委員
8番 安 田 友 一 9番 白 岩 勝

10 議 事

| | |
|------------------------|--|
| <p>事務局 (加藤参事)</p> | <p>それでは、ただ今から、令和4年第12回農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>なお、欠席の届出がありましたのでご報告いたします。14番藤田修委員の1名でございます。1番佐々木英久委員は遅れて出席するとの連絡がございました。委員定数19名中、17名の出席となっており、総会の出席委員は定足数に達していますので、総会は成立していることをご報告いたします。</p> <p>本日は総会終了後に秋田県農業会議の齋藤さんを講師にお招きして、女性農業委員の登用に関する説明がございます。</p> <p>今回も、新型コロナウイルス感染リスク軽減のため、総会での報告・説明等は簡潔にして会議時間の短縮を図りますとともに、マスク着用や、定期的な換気の実施等につきまして、ご理解とご協力をお願いいたします。</p> <p>それでは、会長より、ごあいさつと議事の進行をよろしくお願いいたします。</p> |
| <p>佐々木吉秋会長</p> | <p>【会長あいさつ】</p> |
| <p>議長</p> | <p>それでは、第12回農業委員会総会の議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。</p> <p>はじめに、日程第1の「議事録署名委員の指名」でございますが、慣例で議席順に指名しておりますので、私の方から指名してご異議ございませんか。</p> |
| <p>一同</p> | <p>異議なし。</p> |
| <p>議長</p> | <p>「異議なし」の声がございますので、8番安田友一委員、9番白岩勝委員をお願いいたします。</p> <p>次に、日程第2の会期決定の件でございますが、慣例に従いまして、私の方から申し上げますので、これにご了承願います。会期は1日間とし、午後4時までといたします。</p> <p>それでは、日程第3の会務報告に入らせていただきます。</p> <p>はじめに、会務報告1の「農地利用最適化区域部会」につきまして、第1区域部会を除く、第2区域部会から第5区域部会まで、順番に報告をお願いします。</p> |
| <p>19番加賀屋慎一委員</p> | <p>【第2区域部会の報告】</p> |
| <p>2番武藤真作委員</p> | <p>【第3区域部会の報告】</p> |
| <p>7番佐々木繁明委員</p> | <p>【第4区域部会の報告】</p> |
| <p>13番齋藤善彦委員</p> | <p>【第5区域部会の報告】</p> |
| <p>議長</p> | <p>次に、会務報告2の「令和4年度秋田中央地区農業委員会会長会管内視察研修会」につきましては、事務局から報告をお願いします。</p> |
| <p>事務局 (伊藤副参事)</p> | <p>【会務報告2の報告】</p> |

| | |
|------------------|--|
| 議 長 | 次に、会務報告3の「一般社団法人秋田県農業会議第80回常設審議委員会」につきましては、私が報告します。 |
| | 【会務報告3の報告】 |
| | 次に、会務報告4の「令和4年度農業者年金加入推進セミナー」から会務報告6の「令和4年度全国農業委員会会長代表者集会」の3件につきましては、一括して事務局から報告をお願いします。 |
| 事 務 局 (伊藤副参事) | 【会務報告4から6の報告】 |
| 議 長 | 次に、会務報告7の「令和4年度パソコン農業簿記講習会」につきましては、事務局から報告をお願いします。 |
| 事 務 局 (伊藤副参事) | 【会務報告7の報告】 |
| 議 長 | 次に、会務報告8の「園芸振興センター研修生との交流会」につきましては、10番柴田ますみ委員から報告をお願いします。 |
| 10番柴田ますみ委員 | 【会務報告8の報告】 |
| 議 長 | 次に、会務報告9の「農地法第3条の3の規定による届出」から会務報告13の「現況地目照会に係る回答について」までの5件について、事務局から報告をお願いします。 |
| 事 務 局 (住谷副参事) | 【会務報告9から13までの報告】 |
| 議 長 | 以上で会務報告の説明が終わりました。 ただ今の会務報告につきまして、ご質問・ご意見がある方はお願いいたします。 |
| 16番三浦宏和委員 | はい。 |
| 議 長 | 三浦委員、どうぞ。 |
| 16番三浦宏和委員 | 16番三浦です。会務報告10の4条の届出についてですが、これは秋田市で今まで畑として利用しており、それを今回転用するということでしょうか。 |
| 議 長 | 本件については、ややこしい部分がありますので、一旦、暫時休憩します。 |
| | 【休憩】 (午後2時18分終了) |
| | 【再開】 (午後2時21分終了) |

| | |
|-------------------|--|
| 議 長 | 三浦委員、いかがでしょうか。 |
| 16番三浦宏和委員 | 分かりました。 |
| 議 長 | 他に会務報告について、ご意見・ご質問ありますか。 |
| 一 同 | なし。 |
| 議 長 | <p>ご質問がないようですので、次に、日程第4の議案に入らせていただきます。</p> <p>はじめに日程第4、議案第45号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件、10件を上程します。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p> |
| 事 務 局 (稲葉主席主査) | <p>議案書1ページから4ページの10件について説明いたします。</p> <p>番号1。譲受人は、 。譲渡人は、 。</p> <p>土地の所在、地目、面積、理由は記載のとおりです。</p> <p>10アール当たりの売買価格が 円と記載されておりますが、これは、159平方メートルの畑を総額 円で売買することから、この金額になったものです。</p> <p>譲渡人は労力不足により経営縮小を進めており、申請地は譲受人宅に隣接していることから、譲受人と売買を行うこととなったものです。</p> <p>農地法第3条の許可要件のうち、全部効率利用について、譲受人は機械作業の一部を委託していますが、農業技術は問題ないと考えられます。農作業常時従事について、譲受人は年間150日農作業に従事していることから、常時従事者として認められます。下限面積について、譲受後の経営面積は、11,646平方メートルであることから、要件を満たしています。</p> <p>次に番号2。譲受人は、 。譲渡人は、 。</p> <p>土地の所在、地目、面積、理由は記載のとおりです。</p> <p>譲渡人は高齢により当該地の処分を希望したことから、申請地の保全管理を行っている譲受人と売買を行うこととなったものです。</p> <p>農地法第3条の許可要件のうち、全部効率利用について、譲受人は機械作業の一部を委託していますが、農業技術は問題ないと考えられます。農作業常時従事について、譲受人は年間160日農作業に従事していることから、常時従事者として認められます。下限面積について、譲受後の経営面積は、5,228平方メートルであることから、要件を満たしています。</p> <p>次に、番号3。借受人は、 。貸出人は、 。</p> <p>土地の所在、地目、面積、理由は記載のとおりです。</p> <p>両者は親子であり、貸出人が経営移譲年金を受給していることから、このたび再設定を行うものです。</p> <p>農地法第3条の許可要件のうち、全部効率利用について、借受人は農業機械一式を所有し、農業技術も問題ないと考えられます。農作業常時従事について、借受人は年間180日農作業に従事していることから、常時従事者として認められます。下限面積について、借受後の経営面積は、5,506平方メートルであることから、要件を満たしています。</p> <p>次の、番号4から番号10までは、ほ場整備工事が計画されている区域およびその周辺で、区域内と区域外の農地の交換を行うもので、関連がありますので一括してご説明します。</p> |

| | |
|-----------------|---|
| 事務局 (稲葉主席主査) | <p>なお、本7件は譲受人の経営面積が経基法の要件を満たさないことから、農地法第3条で取り扱うものです。一方、番号4から番号6の交換相手の経営面積は経基法の要件を満たすので、交換する農地の取得に係る所有権移転については、本総会の日程第6、議案第47号、農用地利用集積計画に関する件（所有権移転）の番号1から3でご審議いただきます。</p> <p>譲受人は、番号4から7および9が[]。番号8が[]。番号10が[]。譲渡人は、番号4が[]。番号5が[]。番号6が[]。番号7が[]。番号8および10が[]。番号9が[]。</p> <p>土地の所在、地目、面積、理由は記載のとおりです。</p> <p>農地法第3条の許可要件のうち、全部効率利用について、譲受人はそれぞれ農業機械一式を所有もしくは機械作業の一部を委託しており、農業技術は問題ないと考えられます。農作業常時従事について、譲受人もしくはその世帯員は、それぞれ年間150日農作業に従事していることから、常時従事者として認められます。下限面積について、交換後の経営面積は、5,278平方メートルから11,496平方メートルであることから、要件を満たしています。</p> <p>これら10件とも、地域との調和要件について譲受人および借受人への権利移転および権利設定による周辺農地の利用に及ぼす影響は特段ないものと思われまます。</p> <p>以上、農地法第3条第2項各号には該当しないことから、許可要件を満たしていると考えまます。</p> <p>なお、番号2および番号3については、今回現地調査を行った鈴木栄一推進委員から報告を受けた、武藤真作委員から特に問題なしと連絡を受けております。説明は以上です。</p> |
| 議長 | <p>それではここで、案件1番について現地調査を行った鈴木仁司推進委員から報告を受けた12番佐々木和昭委員から報告をお願いします。</p> |
| 12番佐々木和昭委員 | <p>12番佐々木です。12月1日鈴木仁司推進委員からご連絡がありまして、何ら問題ないとの報告を受けました。両名については、私も知っておりまして、事務局の説明のとおりですのでご審議のほどよろしく申し上げます。</p> |
| 議長 | <p>次に、案件2番について現地調査を行った鈴木英弘推進委員から報告を受けた1番佐々木英久委員から報告をお願いします。</p> |
| 1番佐々木英久委員 | <p>1番佐々木です。鈴木委員から現地の状況を連絡受けまして、何ら問題ないと思われまますのでよろしく申し上げます。</p> |
| 議長 | <p>次に、案件3番について現地調査を行った吉田孝司推進委員から報告を受けた13番齊藤善彦委員から報告をお願いします。</p> |
| 13番齊藤善彦委員 | <p>13番齊藤です。吉田孝司推進委員から連絡がありまして、また、この案件は親子間での再設定でありますので、何ら問題ないと思ひます。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> |
| 議長 | <p>次に、案件4番から10番の7件について現地調査を行った藤嶋卓也推進委員から報告を受けた私が報告します。</p> <p>この件に関しては、先ほど事務局からも説明がありましたとおり、基盤</p> |

| | | |
|---------------|---|---|
| 議 | 長 | 整備に関わる所の案件でありまして、格別問題はないと私も思っておりますので、よろしくご審議のほどお願いします。 |
| | | それでは、質疑を行います。 ご質問・ご意見がある方はお願いいたします。 |
| 一 | 同 | なし。 |
| 議 | 長 | ご質問等がないようですので、採決に入らせていただきます。 農地法第3条の規定による許可申請に関する件、10件を原案のとおり許可することにご異議ございませんか。 |
| 一 | 同 | 異議なし。 |
| 議 | 長 | 「異議なし」の声がありましたので、日程第4、議案第45号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件、10件を原案のとおり許可することに決定いたします。 |
| | | 次に、日程第5、議案第46号、農地法第5条の規定による許可申請に関する件、1件を上程します。 事務局から説明をお願いします。 |
| 事務局 (岡部主査) | | それでは、議案書の5ページをご覧ください。 番号1です。借受人は[REDACTED]。貸渡人は[REDACTED]。施設の概要は資材置場への一時転用。権利の種類等は議案書に記載のとおりです。 次に、農地転用許可申請説明資料の1ページおよび2ページをご覧ください。申請地は位置図に記載のとおりです。 転用事業計画については、転用事業者は、基盤整備工事に伴い、施工現場へ搬入する資材を積み替えるため、運搬経路に近接した当該地を選定、一時転用しようとするものです。 立地基準については、農地位置は都市計画区域外で農業振興地域内の農用地区域外。農地区分は第2種農地です。 一般基準については、転用事業に必要な資力および信用のうち、資金計画は自己資金。申請適格等は適合。過去の転用実績はあり。工事着工および完了の期間は、許可日から令和5年6月9日まで。被害防除については、排水計画は雨水は自然流下とします。説明は以上です。 |
| 議 | 長 | それではここで、現地調査を行った鎌田文市推進委員から報告を受けた7番佐々木繁明委員から報告をお願いします。 |
| 7番佐々木繁明委員 | | 7番佐々木です。ここはかなり前から減反で、作付けを行っていない状況であるため、何ら問題ないと鎌田委員から報告がありました。ご審議のほどお願いします。 |
| 議 | 長 | それでは、質疑を行います。 ご質問・ご意見がある方はお願いいたします。 |
| 一 | 同 | なし。 |

| | | |
|----------------------|---|---|
| 議 | 長 | <p>ご質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>今回は、県農業会議への諮問の必要がない案件です。</p> <p>農地法第5条の規定による許可申請に関する件、1件を許可することにご異議ございませんか。</p> |
| 一 | 同 | 異議なし。 |
| 議 | 長 | <p>「異議なし」の声がありましたので、日程第5、議案第46号、農地法第5条の規定による許可申請に関する件、1件を許可することに決定いたします。</p> <p>次に、日程第6、議案第47号、農用地利用集積計画（令和4年度第9号）に関する件を上程します。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p> |
| 事 務 局 (廣 嶋 主 任) | | <p>はじめに、所有権移転について説明いたします。議案書は7ページから9ページまでです。</p> <p>番号1。譲受人は■■■■。譲渡人は■■■■。</p> <p>耕作面積、耕作者数、土地の所在、地目、面積等は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>このほかの8件については、交換が2件、贈与が2件、売買が4件です。</p> <p>なお、番号1から番号3までは、先ほど「農地法第3条の規定による許可申請に関する件」でご審議いただきました交換に対応する所有権移転です。</p> <p>続きまして、利用権設定について説明いたします。議案書は10ページから18ページまでです。</p> <p>番号1。借り手は■■■■。貸し手は■■■■。</p> <p>土地の所在、地目、面積、10アール当たりの賃借料、契約期間は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>このほかの7件のうち議案書15ページ以降の5件は、農地中間管理事業による利用権設定です。</p> <p>以上、令和4年度第9号に関する案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p> |
| 議 | 長 | <p>それでは、農用地利用集積計画について質疑を行います。</p> <p>ご質問・ご意見がある方はお願いいたします。</p> |
| 一 | 同 | なし。 |
| 議 | 長 | <p>ご質問等がないようですので、それでははじめに、所有権移転について採決いたします。</p> <p>所有権移転の9件について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p> |
| 一 | 同 | 異議なし。 |
| 議 | 長 | <p>「異議なし」の声がありましたので、所有権移転の9件について、原案のとおり決定することといたします。</p> <p>次に、利用権設定について採決いたします。</p> |

| | | |
|--------------------|---|---|
| 議 | 長 | <p>こちらは、議事参与案件がございますので、先に議事参与案件から採決を行います。</p> <p>それでは、はじめに案件8番について採決を行います。</p> <p>■■■■番の■■■■委員の退席をお願いします。</p> <p>【■■■■番 ■■■■委員退席】</p> |
| 議 | 長 | <p>それでは、農用地利用集積計画、利用権設定の案件8番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p> |
| 一 | 同 | <p>異議なし。</p> |
| 議 | 長 | <p>「異議なし」の声がありましたので、案件8番について、原案のとおり決定することにいたします。</p> <p>■■■■番の■■■■委員の着席をお願いします。</p> <p>【■■■■番 ■■■■委員着席】</p> |
| 議 | 長 | <p>次に、議事参与案件であった、8番を除いた1番から7番の案件につきまして、一括して採決を行います。</p> <p>これらの案件につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p> |
| 一 | 同 | <p>異議なし。</p> |
| 議 | 長 | <p>「異議なし」の声がありましたので、8番を除いた1番から7番の案件につきまして、全て原案のとおり決定することにいたします。</p> <p>以上により、日程第6、議案第47号、農用地利用集積計画（令和4年度第9号）に関する件は、全て原案のとおり決定することにいたします。</p> <p>次に、日程第7、議案第48号、非農地証明申請に関する件、1件を上程します。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p> |
| 事 務 局 (勝田 主席主査) | | <p>それでは、議案について説明します。議案書の19ページをご覧ください。</p> <p>番号1について、申請人は■■■■。</p> <p>土地の所在、面積は河辺大張野字水口沢■■■■番ほか■■■■筆で、面積は合計4,460平方メートル。</p> <p>なお、このあと、所在は小字以降のみ説明します。</p> <p>登記地目、現況、事由について、水口沢■■■■番の地目は畑、現況は山林、事由は「昭和52年頃から耕作されておらず山林化している。」です。</p> <p>道ノ下■■■■番の地目は畑、現況は原野、事由は「昭和52年頃から耕作されておらず原野化している。」です。道ノ下■■■■番および■■■■番の地目は畑、現況は原野、事由は「平成24年頃から耕作されておらず原野化している。」です。現地は令和4年11月29日に確認しております。</p> <p>それでは、非農地証明申請説明資料をご覧ください。申請地は、位置図に記載のとおりです。</p> <p>申請地の状況から、番号1は『農地法の運用について』の制定について第4の(4)のアに規定される「その土地が森林の様相を呈している</p> |

| | |
|------------------|---|
| 事務局 (勝田 主席主査) | など農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」により、農地に該当しないと考えられます。説明は以上です。 |
| 議長 | それでは、現地調査を佐々木和昭委員、星容子委員、菅原豊志推進委員が行いましたので、12番佐々木和昭委員から報告をお願いします。 |
| 12番佐々木和昭委員 | 12番佐々木です。ただ今の説明にありましてとおり、11月29日に星委員、菅原推進委員、私の3名で現地調査いたしました。登記簿上は畑になっているようでございますが、現況は山林化・原野化しており、非農地証明に対しては何ら問題ないと判断してきましたので、ご審議のほどよろしくお願いします。 |
| 議長 | それでは、質疑を行います。 非農地証明申請に関する件、1件について、ご質問・ご意見等のある方はお願いします。 |
| 一同 | なし。 |
| 議長 | 質問がないようですので、非農地証明申請に関する件、1件を原案のとおり証明することにご異議ございませんか。 |
| 一同 | 異議なし。 |
| 議長 | 「異議なし」の声がありましたので、日程第7、議案第48号、非農地証明申請に関する件、1件を原案のとおり証明することに決定いたします。 これをもちまして、議案審議は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。 |
| | (午後2時40分終了) |